

兵庫県還暦軟式野球連盟 細則

第1条（名称）

本細則を兵庫県還暦軟式野球連盟細則と称し、連盟規約に取り決めのない事項および規約のうち別に定めるとした条文について規定する。

第2条（目的）

本細則は円滑な連盟運営を図ることを目的とする。

第3条（連盟規約第8条 担当者の主たる任務）

企画担当：連盟運営に関する企画・立案、会議運営、規約制定・改廃、審査業務、その他特命業務

総務担当：各種登録事務、会議運営・まとめ、その他特命業務

運営担当：リーグ編成、日程編成、開・閉会式、表彰業務、その他特命業務

広報担当：リーグ戦等の結果収集および成績集計、各報道機関対応、ホームページの管理・運営、その他特命業務

会計担当：連盟収入・支出等金銭の出納管理および予算書・決算書の作成、その他特命業務

審判担当：審判部が担当するリーグ戦を含む各種大会の審判員編成、審判員の指導育成・技術向上を目的とする講習会・研修会等の開催支援業務、その他特命業務

連絡・調整担当：事務局庶務業務、その他特命業務

第4条（連盟規約第18条 兵還連登録手続き）

(1) 次年度チーム代表、監督、主将、選手、理事およびその他担当者を所定書式により3月1日付で連盟事務局総務担当者に提出する。

*提出期限：1月10日迄

同時に別表1に定める新規加盟料、登録料を兵還連会計に振り込む。

*振込期限：毎年1月25日迄

(2) 次年度登録申請の際、新規・移籍登録選手は、(1)の申請時に所定書式に基づき選手欄に明記し、新規登録者は年齢証明書、移籍者は所定の移籍届書を添え、連盟事務局総務担当者に提出する。

(3) シーズン途中の追加登録選手は所定書式により、年齢証明書を添え7月1日付で連盟事務局総務担当者に提出する。

*提出期限：6月10日迄

(補足1) 毎年7月1日付で登録された選手は、7月以降の全試合に出場可能とする。

但し、全還連主催大会は出場できない。

(補足2) 次年度登録後、前期期中に退会した選手がつけていた背番号を途中登録選手が引き継ぐ場合は、所定書式（諸変更届）による抹消届が必要となる。なお、次年度登録申請の際、退部等で登録をしない場合は不要である。

- (4) 兵還連のみ規約第 18 条 (2) 項の時期に還暦満 59 歳、古希満 69 歳、喜寿満 76 歳に到達する者は予備生として前記 (1) 申請時に選手欄に明記し、所定書式に基づき登録できる。
- (補足) リーグ戦公式試合は出場できないが、交流戦は出場できる。
- (5) 連盟未登録者の公式試合、交流試合への出場は認めない。
- (6) 移籍者の登録について
- ①移籍先のチームが所属するリーグ（還暦・古希・喜寿）への登録が、新規もしくは 1 年以上未登録状態である場合は、新規登録扱いとする。
- (補足 1) 古希を併設しない還暦登録者が他チームの古希に登録する場合は新規扱いとする。
- (補足 2) 同リーグ間で次年度移籍する選手は移籍者扱いとなり、所定の移籍届出書を必要とする。
- ②移籍先への登録には、両チームの代表または監督の合意を得た移籍届を必要とする。
- (補足 1) 所属していたチームが解散、または休部した場合は、移籍届は不要であるが、他チームでの登録は新規扱いとなる為、年齢証明を必要とする。
- (補足 2) 移籍選手もシーズン開幕から出場できる。
- ③シーズン中の移籍は一切認めない。

第 5 条（連盟規約第 19 条 全還連登録手続き）

- (1) 次年度のチーム登録、選手登録申請は所定書式により 12 月 31 日付で連盟事務局総務担当者に提出する。同時に別表 1 に定める登録料を兵還連会計担当者に振り込む。兵還連会計担当者は一括で全還連に納入する。
- * 提出期限・振込期限：12 月 15 日迄
- (2) 次年度登録申請の際、新規・移籍登録選手は (1) の申請時に選手欄に明記し、新規登録者は年齢証明書、移籍者は所定の移籍届書を添え、連盟事務局総務担当者に提出する。
- (3) 提出期限を過ぎてからの「追加、変更」は認めない。

第 6 条（連盟規約第 21 条 行動規範）

- (1) 還暦野球に関わるすべての人々に対し、感謝と喜びの気持ちを持ち行動する。
- (2) 連盟公式競技規則を遵守し、常にフェアプレー精神で臨む。
- (3) 常に信頼と協調の精神を持ち、みだりに連盟や会員を誹謗中傷してはならない。

第 7 条（監督会議）

- (1) 監督会議は、必要に応じ理事長が招集する。
- (2) その他、グランド上の諸問題について協議し決する。

第 8 条（大会出場資格）

- (1) 全日本還暦軟式野球選手権大会
- (2) 全日本選抜還暦軟式野球大会
- (3) 西日本還暦軟式野球大会

- (4) 近畿還暦軟式野球大会
- (5) 全日本古希軟式野球大会
- (6) 西日本古希軟式野球大会
- (7) 近畿古希軟式野球大会

上記(1)～(7)の出場チームは、前年度リーグ戦総合順位（公式競技規則7）に従って割り当てる。なお、全還連取り決め事項には各大会における優勝・準優勝チームは次期当大会への参加を義務付け、かつ、参加チーム数は割り当て枠内とする。それに該当した場合は、上記リーグ戦順位によらない場合もあり、次期当該大会ならびに他の全還連主催大会の参加チームについては常任理事会において協議し決定する。

第9条（大会棄権）

第8条の出場資格を有するチームが出場を棄権する場合は、ペナルティーとして当該大会参加申込金を代わって出場するチームに支払うものとする。

第10条（出張費）

- (1) 本連盟を代表して会議等に出席した場合は、交通費実費を支給する。
 - (2) 宿泊が必要と認められた場合は、社会通念上常識の範囲内で実費を支給する。
 - (3) 連盟内会議においても必要と認められた場合は、交通費実費を支給する。
- マイカー使用の場合は、公共交通機関を利用した場合の交通費と同額を支給する。

第11条（表彰）

- (1) 還暦および古希は当該年度公式リーグ戦の総合順位1位～3位、喜寿は1位を別表2のとおり表彰する。
- (2) 当該年度に著しい成績を上げた選手は、各チームの申請に基づき、常任理事会、理事会の議決を経て表彰する。また、多大な功績を上げたチームも同様に表彰する。
- (3) 本連盟の活動に関し格別の功労をあげた会員には、常任理事会、理事会の議決を経て表彰する。

第12条（慶弔費）

その都度常任理事会で協議し決定する。

別表1 所属連盟別新規加盟料・登録料

	兵還連		近還連		全還連
	新規加盟料	登録料	新規加盟料	登録料	登録料
還暦	20,000円	20,000円	10,000円	3,000円	20,000円
古希	20,000円	20,000円	10,000円	3,000円	20,000円
喜寿	20,000円	10,000円	—	—	—

*新規加盟料は連盟に加盟時のみ納入

別表2 表彰内容一覧

還暦公式リーグ戦

第一位	・表彰状	・優勝旗	・副賞（2万円）
第二位	・表彰状	・準優勝トロフィー	・副賞（1万5千円）
第三位	・表彰状	・楯	・副賞（1万円）

古希公式リーグ戦

第一位	・表彰状	・優勝旗	・副賞（2万円）
第二位	・表彰状	・準優勝トロフィー	・副賞（1万5千円）
第三位	・表彰状	・楯	・副賞（1万円）

喜寿公式リーグ戦

第一位	・表彰状	・優勝カップ	・副賞（ボール1ダース）
-----	------	--------	--------------

附 則

この細則は平成22年5月25日に制定し平成22年7月1日施行する。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・平成24年 3月 1日一部改正 | ・平成25年 1月18日一部改正 |
| ・平成25年 8月 2日一部改正 | ・平成26年 1月24日一部改正 |
| ・平成26年12月10日一部改正 | ・平成28年 1月29日一部改正 |
| ・平成29年 2月 2日一部改正 | ・平成30年 2月 6日一部改正 |
| ・令和元年 8月23日一部改正 | ・令和元年 12月12日一部改正 |
| ・令和2年 12月10日一部改正 | ・令和3年 2月 9日一部改正 |
| ・令和3年 12月 9日一部改正 | ・令和5年 8月25日一部改正 |
| ・令和5年 12月15日一部改正 | ・令和6年 1月26日一部改正 |
| ・令和6年 9月10日一部改正 | ・令和6年 12月17日一部改正 |